

防衛庁訓令第36号

防空識別圏における飛行要領に関する訓令を次のように定める。

昭和44年8月29日

防衛庁長官 有田 喜一

防空識別圏における飛行要領に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、防空識別圏における自衛隊の使用  
する航空機の飛行要領を定めることにより、わが国の  
周辺を飛行する航空機の識別を容易にし、もつて自衛  
隊法（昭和29年法律第165号）第84条に規定す  
る領空侵犯に対する措置の有効な実施に資することを  
目的とする。

(防空識別圏の範囲)

第2条 防空識別圏は、次項の外側線によつて囲まれる  
空域から第3項の内側線（第4項の規定により変更さ

れたときは、変更後の内側線) によつて囲まれる空域を除いた空域とする。

2 外側線は、次の(1)から(30)までの地点を順次直線(10)の地点と(11)の地点との間については、与那国島に係る領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和52年法律第30号)第2条第1項に規定する基線をいう。)からその外側14海里の線(ただし、(10)の地点と(11)の地点とを直線によつて結んだ線の西側の線に限る。)並びに(24)の地点と(25)の地点との間及び(26)の地点と(27)の地点との間については、北海道本島の海岸線から海上3海里の線)によつて結ぶ線とする。

(1) 北緯45度45分7秒 東経138度44分47秒

(2) 北緯40度40分9秒 東経132度59分50秒

(3) 北緯37度17分10秒 東経132度59分50秒

(4) 北緯36度11秒 東経130度29分51秒

(5) 北緯35度13分11秒 東経129度47分52秒

(6) 北緯33度12秒 東経126度59分53秒

(7) 北緯33度12秒 東経124度59分53秒

- (8) 北緯 30 度 13 秒            東經 124 度 59 分 54 秒
- (9) 北緯 28 度 14 秒            東經 122 度 59 分 54 秒
- (10) 北緯 24 度 42 分 29 秒    東經 122 度 59 分 55 秒
- (11) 北緯 24 度 12 分 12 秒    東經 122 度 59 分 55 秒
- (12) 北緯 23 度 15 秒            東經 122 度 59 分 55 秒
- (13) 北緯 23 度 16 秒            東經 131 度 59 分 52 秒
- (14) 北緯 30 度 13 秒            東經 131 度 59 分 51 秒
- (15) 北緯 30 度 13 秒            東經 134 度 59 分 50 秒
- (16) 北緯 31 度 40 分 13 秒    東經 140 度 20 分 49 秒
- (17) 北緯 33 度 10 分 13 秒    東經 143 度 13 分 48 秒
- (18) 北緯 35 度 13 分 12 秒    東經 144 度 20 分 47 秒
- (19) 北緯 40 度 13 分 10 秒    東經 144 度 54 分 46 秒
- (20) 北緯 42 度 47 分 9 秒      東經 146 度 22 分 45 秒
- (21) 北緯 43 度 16 分 9 秒      東經 145 度 43 分 45 秒
- (22) 北緯 43 度 20 分 9 秒      東經 145 度 51 分 45 秒
- (23) 北緯 43 度 23 分 10 秒    東經 145 度 49 分 48 秒
- (24) 北緯 43 度 26 分 9 秒      東經 145 度 48 分 15 秒
- (25) 北緯 43 度 24 分 9 秒      東經 145 度 34 分 45 秒

- (26) 北緯 43 度 30 分 9 秒      東経 145 度 21 分 45 秒
- (27) 北緯 44 度 3 分 9 秒      東経 145 度 18 分 45 秒
- (28) 北緯 44 度 26 分 9 秒      東経 145 度 44 分 45 秒
- (29) 北緯 45 度 45 分 8 秒      東経 145 度 44 分 44 秒
- (30) 北緯 45 度 45 分 7 秒      東経 138 度 44 分 47 秒

3 内側線は、次の(1)から(19)までの地点を順次直線（(10)の地点と(11)の地点との間については、北緯 26 度 22 分 14 秒東経 127 度 47 分 53 秒の地点を中心として、北緯 25 度 4 分 15 秒東経 126 度 36 分 53 秒の点を通る半径 100 海里の円弧）によつて結ぶ線とする。

- (1) 北緯 44 度 8 秒      東経 140 度 59 分 46 秒
- (2) 北緯 43 度 9 秒      東経 139 度 34 分 47 秒
- (3) 北緯 39 度 20 分 10 秒      東経 139 度 29 分 48 秒
- (4) 北緯 38 度 28 分 10 秒      東経 138 度 59 分 48 秒
- (5) 北緯 36 度 11 秒      東経 134 度 59 分 50 秒
- (6) 北緯 35 度 50 分 11 秒      東経 132 度 59 分 50 秒
- (7) 北緯 34 度 12 秒      東経 129 度 59 分 52 秒

- (8) 北緯 32度 40分 12秒 東経 128度 29分 52秒
- (9) 北緯 30度 43分 13秒 東経 129度 42分 52秒
- (10) 北緯 27度 56分 14秒 東経 128度 25分 53秒
- (11) 北緯 27度 12分 14秒 東経 129度 24分 52秒
- (12) 北緯 30度 13秒 東経 131度 4分 52秒
- (13) 北緯 33度 12秒 東経 133度 59分 50秒
- (14) 北緯 33度 12秒 東経 135度 59分 50秒
- (15) 北緯 35度 12秒 東経 140度 59分 48秒
- (16) 北緯 39度 20分 10秒 東経 142度 29分 47秒
- (17) 北緯 41度 10秒 東経 142度 29分 47秒
- (18) 北緯 42度 20分 9秒 東経 143度 59分 46秒
- (19) 北緯 43度 9秒 東経 143度 59分 46秒
- (20) 北緯 44度 9秒 東経 142度 59分 46秒
- (21) 北緯 44度 8秒 東経 140度 59分 46秒

4 統合幕僚長は、事態が緊迫し、必要があると認める場合には、防衛大臣の承認を得て、臨時に前項の内側線を変更して防空識別圏を拡大することができる。

(飛行計画の通報の際の通報)

第3条 機長は、次の各号に該当する場合には、飛行計画を通報する際、それぞれ当該各号に掲げる事項を、適当な方法で、防空管制群に対して通報しなければならない。

(1) 有視界飛行方式により防空識別圏を飛行する場合  
その旨

(2) 防空識別圏に外側線側から進入する場合 防空識別圏への予定進入地点及び予定進入時刻又は離陸後進入までの所要時間

(3) 次条第1項各号に該当する場合において、当該航空機に無線による通信の設備又は配員が欠けているか又はこれが十分でないため同項の通報をするための無線による通信をすることができないとき その旨

(飛行中の通報)

第4条 機長は、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより当該各号に掲げる事項を、適当な方法で、防空管制群に対して通報しなけ

ればならない。

(1) 防空識別圏を飛行する場合（計器飛行方式により管制空域を特定経路の指定を受けて飛行する場合を除く。） 防空識別圏の飛行の開始後30分以内及びその後少なくとも30分ごとに、現在の位置及び30分後の予定位置

(2) 航空路を飛行して防空識別圏に外側線側から進入しようとする場合 防空識別圏に進入する直前の位置通報点において、防空識別圏への予定進入時刻

(3) 航空路外を飛行して防空識別圏に外側線から進入しようとする場合 防空識別圏に進入しようとする30分前から15分前までの間において、防空識別圏への予定進入時刻、予定進入地点及び予定進入高度

(4) 防空識別圏に外側線側から進入した後航空路外を日本本土へ向けて飛行する場合 日本本土の海岸線から海上100海里の地点において、その位置

2 前項の規定は、同項各号に該当する場合において、

当該航空機に無線による通信の設備又は配員が欠けているか又はこれが十分でないため同項の通報をするための無線による通信をすることができないときは、適用しない。

(通報の訂正)

第5条 機長は、次の各号に該当する場合には、その旨を、遅滞なく、適当な方法で、防空管制群に対して通報しなければならない。

(1) 前条第1項第2号又は第3号の規定により通報した予定進入時刻と前後5分以上異なった時刻において防空識別圏に進入することが明らかとなった場合

(2) 前条第1項第3号の規定により通報した予定進入地点から20海里以上離れた地点において防空識別圏に進入することが明らかとなった場合

(特別の飛行の場合の特例)

第6条 前2条の規定は、特別の任務又は教育訓練のため一定の期間、防空識別圏の一定の空域を飛行する場合において、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭

和 3 6 年防衛庁訓令第 2 号) 第 2 条第 6 号に規定する航空機使用者が航空総隊司令官又はその指定する者と必要な協議を行つたときは、適用しない。この場合において、機長は、当該協議に基づいて行う航空機使用者の指示に従わなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 4 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 7 年 5 月 1 0 日庁訓第 1 1 号)

この訓令は、昭和 4 7 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年 6 月 3 0 日庁訓第 3 2 号)

この訓令は、昭和 4 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 3 月 2 0 日庁訓第 6 号)

この訓令は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 7 日庁訓第 1 2 号) (抄)

1 この訓令は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 1 月 5 日庁訓第 1 号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成22年6月16日省訓第23号)

この訓令は、平成22年6月25日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日省訓第37号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。